地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年12月26日

今治市監査委員 木 原 盛 展 同 平 田 秀 夫

監 査 対 象 機 関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民環境政策局 市民参画課	令和5年11月17日

(監査の結果)

(指摘)

- 1 行政財産の目的外使用許可の手続きについて、許可条件に行政不服審査法及び行 政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったので、許可条件に教示文を追加する ようにされたい。
- 2 地方改善住宅新築資金等貸付金元利償還金について、滞納繰越分の収納額及び収納率が低調であるため、引き続き債務者と継続的に交渉を行い、なお一層の収納額の増加及び収納率の向上に努められたい。
- 3 補助金交付業務について、報告書に添付された領収書の宛名が交付決定された者と 異なるものや空白のもの、日付が記載されていないものがあったので、提出書類を精 査するなど適切に事務処理されたい。

(意見)

1 市民が真ん中相談センター業務について、相談のワンストップ窓口として日曜日、 土曜日、祝日及び年末年始にも開設し相談の間口を広げていることは評価できる。 しかし、これらの期間中に相談を受けたとしても、関係する部署や専門機関が休日により業務を行っていない場合には、翌執務日以降でなければ対応ができず、結果として相談センターが十分に機能できているとはいえない。こういったことから、休日が長期にわたる年末年始やゴールデンウイーク等に相談窓口を開設することが必要であるかどうかを含め、効率化や省力化について改めて検討されたい。

2 市民が真ん中相談センター業務について、より一層のサービス品質の向上を図る ために利用者アンケート等を実施し、業務の改善を進められたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 今後は、許可条件の中に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文の記載を行うよう改めた。
- 2 支所等と連絡を密にし、債務者とは現在の関係を保ちつつ交渉を重ね、納付を 促し収納率の向上を図る。
- 3 今後は、具体的に領収書の取り扱いについて注意点をまとめた書類を作成する など団体へ周知徹底するよう改めた。

(意見)

- 1 実務内容や市民からのニーズを把握して効率的な運営を行えるように検討する。
- 2 対象者や内容等を吟味し12月中にはサービス向上を目指した利用者向けアンケートを実施し、業務の改善を進めて行くとともに、それ以降も市民向けアンケートを実施し、随時、改善を図る。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民環境政策局 市民課	令和5年11月17日

(監査の結果)

(指摘)

1 市民課事務専用の公印を、公印規則に規定された使用区分以外の事務で使用していた例が見受けられたので、今後は適正に使用するようにされたい。

(意見)

- 1 本市のマイナンバーカード交付率は、人口 15 万人以上の自治体の中でも非常に高い状況であるが、一方で時間外の窓口対応や書類整理、週休日の臨時開庁、庁外での出張申請支援の対応等、担当職員を中心に負担が過重であったと見受けられた。 今後同様の事態が生じた場合は、職員の時間外勤務の調整、振替休日の取得等、労務管理を適切に行うようにされたい。
- 2 窓口のデジタル化について、書かない窓口が本年 12 月に稼働予定としているが、 現時点で対象業務が限定的であるため、先進事例を参考にし、幅広い申請に早期に対 応できるよう検討されたい。

(措置の内容)

(指摘)

1 今後、公印規則に規定された事務以外で使用しないよう規則を全職員に回覧し、内容の周知を行うことで意識統一を図り、再度、朝礼でも注意喚起を行った。

(意見)

- 1 今後は、事務量を予測し、早期の部内応援体制構築や会計年度任用職員の計画的な確保に取り組みます。
- 2 他の異動受付や自宅での申請書作成機能などベンターの開発状況を注視しつつ、先 進地事例を参考にして市民にとって便利な機能の追加導入を検討していきたい。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民環境政策局 環境政策課	令和5年11月17日

(監査の結果)

(指摘)

1 今治市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金及び今治市犬猫不妊去勢手術費 補助金について、それぞれの補助金交付要綱に定められた書類が申請書に添付され ていないものが散見されたため、適切な事務執行をされたい。

(意見)

- 1 今治市犬猫不妊去勢手術費補助金は、交付決定時に要綱に沿って交付決定通知書を発送しているが、本補助金は申請額に対して交付決定額が変わることは極めて少ないため、補助金を申請者に交付することで通知に変えられるよう要綱変更を行い、 事務の軽減に努められたい。
- 2 脱炭素エネルギー政策について、現在、住宅・設備の省エネ化やEV等に対する補助、市有施設における太陽光発電設備設置の検討等、民生部門のうち家庭及び業務部門を中心とした取組を行っているが、今後は、GX(グリーントランスフォーメーション)の潮流に沿って、地域活性化や産業振興など、さまざまな分野において脱炭素化を進める施策の実施が求められると考えられることから、市民や事業者が取り組むべき行動が明確となるような普及啓発も含め効果的な支援策を検討するとともに、市民環境部(環境政策課)が中心となって関係各課や事業者と連携し、全市が一体となって脱炭素化に向かえるよう取り組まれたい。
- 3 大谷墓園墓地の整備計画について、今後の墓地の需要動向を可能な範囲で把握し 収支見込みを分析した上で、市民ニーズに合った墓地を安定的、継続的に提供でき るよう努められたい。

(措置の内容)

(指摘)

1 適正である添付書類を提示し、適切な事務執行を行うことができるように要綱 変更を行った。

(意見)

- 1 補助金を申請者に交付することで通知に変えられるように要綱変更を行った。
- 2 今年度はこれまでの業務(家庭向け燃料電池・蓄電池・ZEH・EV補助)に加え、愛媛県と協調しながら企業向け EV 及び急速充電設備設置補助を始めるなど、産業分野の脱炭素支援にも取組み始めたところである。

また、本年度は第二次今治市環境基本計画の中間見直し並びに地球温暖化対策 実行計画(事務事業編及び区域施策編)の改訂にあたることから、産業部門への 支援も計画的に盛り込むと同時に、GX推進協議会の設置やスタートアップシン ポジウムの開催、ゼロカーボンシティ宣言など、機運を高める取組みを行った。 今後も、今年度構築した官民連携の枠組みを活用しながら、各課ともコミュニ ケーションを密に取りつつ脱炭素化に取り組みたい。

3 今後の墓地の需要動向を可能な範囲で把握し、収支見込みを分析した上で市民 ニーズにあった墓園を安定的、継続的に提供できるよう取り組みたい。

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民環境政策局	令和 5 年 11 月 17 日
資源リサイクル課	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [

(監査の結果)

(指摘)

1 収納事務委託店の申請においては、今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱に基づき、完納証明書の提出が必要とされているが、申請書様式では、法人のみ納税証明書でも可能とされている。完納証明書と納税証明書では確認できる内容が異なるため、どちらが必要であるかを精査し、その内容に応じて要綱を修正されたい。

また、完納証明書が発行できない特別の理由がないまま、市税納税調書により納税 課へ滞納状況の確認を行っている事例が見受けられた。完納証明書発行手数料を支払 って完納証明書を提出した他の事業者等との公平性を保つためにも、要綱に則した手 順をとる等、適切な事務執行に努められたい。

(意見)

1 高齢者等ごみ出し支援実証事業は、令和5年4月から吹揚、富田等の市内一部地域を対象に事業を開始し、7月末時点で8件の利用があった。8月21日からは対象を市内全域とし、新たに5件の利用があったが、人口比をふまえると利用者がやや少ないようにも見受けられる(8月末時点で計13件)。制度を知らない可能性もあるので、ケアマネジャー等への周知を含め、積極的に制度を周知されたい。

あわせて、現在は、市職員が収集を行っているが、今後利用者数が増加した場合でも事業を継続できるよう、事業の実施方法についても検討されたい。

2 資源ごみは、各地域で定められた資源集積所で回収を行うほか、協力のあった市内スーパー等でも回収を行っている。一方で、あらかじめ定められた資源集積所でなければ資源ごみを排出できず、また、民間事業者が設置する無料の資源回収所等も市内ではほとんど見かけないため、近隣自治体と比較すると、資源ごみの排出方法が限定されているよう見受けられる。

資源ごみの回収を効率的に行うためにも、例えば、各地域で集団回収が積極的に行われるような取組みを進める等、資源ごみ排出者の選択肢が増えるような事業の見直しを検討されたい。

(措置の内容)

(指摘)

1 今治市ごみ処理手数料収納事務委託要綱、別記様式第1号(第4条関係)申請 書を修正し、納税状況調査により市税滞納確認を行うこととし、要綱に則した手 順をとるよう改めた。

(意見)

1 広報等(今治広報・今治市ホームページ・LINE・いまばりリサイクル通信・ ラジオバリバリ)の周知を行っているが、引き続きケアマネージャー等への周知 も含め、広報活動を行う。

また、利用条件をつけて事業申請を受け付けているが、現在、11月30日現在、 27件の利用があり、毎月、右肩上がりに利用者は増えている。

よって、今後も利用者の増加が見込まれるため、収集従事者の増員や収集委託 も含めて、事業の実施方法を検討することとした。

2 現在、市内で 982 カ所の資源集積所で月 2 回収集を行っているが、この集積 所は各自治会で収集区域、集積場所を設定してもらっている。

そのため、各地域での集団回収の取組みについては、自治会を通じて資源ごみを 排出しやすくなるように収集区域や集積所の見直しを行う。

また、店舗や公共施設へも市の拠点回収場所に設定してもらえるように、積極的に協力を依頼する。